

I B 不正取引被害の補償について

最近、お客さまのパソコンをウイルス感染させ、インターネットバンキングのIDやパスワードなどを不正に盗みだし、お客さまに気付かれずにパソコン内に侵入し、お客さまの口座から不正に預金を引き出す被害が全国の金融機関で発生しております。

当金庫でも様々な対策を講じており、またお客さまへ対策のお願いをしておりますが、いつ被害が及ばないとも限りません。そこで当金庫では、お客さまが利用されているインターネットバンキングの不正利用被害について、下記のとおり補償をおこないます。

1. 補償取扱開始日

2021年10月1日（金）

2. 対象となるお客さま

たきしんインターネットバンキングサービス、またはたきしんWEB-FBサービスをご契約のお客さま

3. 補償限度額

たきしんインターネットバンキングサービス：信用金庫業界の自主ルールにより、原則として全額を補償限度額といたします。

たきしんWEB-FBサービス：1年間に1回の事故に限り、最高1,000万円を補償限度額といたします。ただし、個人事業主の方は、原則として全額を補償限度額といたします。

※ 被害の発生状況や補償条件により補償金額が変わる場合がございます。また、補償条件が遵守されていない場合は、補償を減額、もしくは補償の対象とならないと判断される場合もございますのであらかじめご了承ください。

4. 補償条件

(1) セキュリティ対策ソフトウェアの導入と最新の状態への更新をおこなっていただくこと

(2) 基本ソフト（OS）、ブラウザ等のアップデートをおこなっていただくこと

(3) パスワードの管理

- ・定期的にパスワードを変更していただくこと
- ・生年月日、電話番号など他人に推測されやすい番号をパスワードに使用していないこと
- ・パスワードを複数のサービスで使い回していないこと
- ・お客様IDやパスワードを他人に教えていないこと
- ・お客様カード等にパスワードを追記していないこと
- ・端末機及び通信媒体（PCやスマートフォン等）にID、パスワードを保存していないこと

(4) 推奨環境によりご利用いただくこと（サポートが終了したソフトの使用禁止）

- (5) 金庫が推奨しているセキュリティ対策をご利用いただくこと（対応機種・動作機種のみ）
 - ・たきしんインターネットバンキングサービス：画像認証カード、ワンタイムパスワード、R a p p o r t（レポート）等
 - ・たきしんWEB-F Bサービス：電子証明書方式、ワンタイムパスワード、R a p p o r t（レポート）等
- (6) 預金等の不正な払戻し被害に気付かれた後、当金庫に速やかに通知いただくこと（原則として30日以内）
- (7) 当金庫の調査に対し、お客様から十分なお説明をいただくこと
- (8) お客様が警察署へ被害事実等の事情説明を行い、被害届の提出を行い捜査にご協力いただくこと
- (9) 故意による不正使用でないこと
 - ・他人から強要された不正使用でないこと
 - ・家族・同居人・使用人による不正行為でないこと

5. 補償対象外となる主な場合

- (1) 故意または重大な過失があった場合
 - ・正当な理由なく、ID・パスワード等を他人に教えてしまった場合
 - ・一般的な方法でメール型のフィッシング詐欺に騙され、偽の画面に不用意にID・パスワード等を入力してしまった場合
 - ・当金庫に対する被害状況等の説明において、重要な事項について虚偽や隠蔽等があった場合等
- (2) 被害調査のご協力が得られない場合
 - ・当金庫による被害状況等の調査にご協力いただけない場合
 - ・当金庫や警察署への速やかな被害事実等の事情説明を行っていない場合等
- (3) 法人の役員等による犯行の場合
 - ・法人の役員、使用人または法人の役員の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、若しくは家事使用人が自ら行いまたは加担した場合
- (4) 他人に強要された場合
- (5) 戦争、天災地変、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じてまたはこれに付随して不正な資金移動等が行われた場合
- (6) 端末機及び通信媒体（PCやスマートフォン等）が正常に機能をしない状態で行われた使用によって生じた損害

6. 補償金額

上記の補償条件の遵守状況及び被害に遭われた状況を踏まえ、個別の事案ごとに補償を検討させていただきます。

7. 被害に遭われたら

- (1) まずは「たきしんインターネットバンキングサービス係」または「お取引店」にご連絡をお願いします。その際に以下のことをお伝えください。
 - ・お名前、口座名義、口座種類、口座番号、お取引店
 - ・被害に気付かれた日時、気付かれた理由
 - ・被害金額
 - ・日中連絡可能なご連絡先とお電話番号
- (2) 最寄の警察署に被害のお届けをしてください。
- (3) 後日、当金庫担当者より詳細情報についてお聴きします。その際に補償条件等の確認をさせていただきます。(実際に訪問しパソコン等の端末を確認させていただく場合もございますのであらかじめご了承ください。)
- (4) インターネットバンキングの被害に遭ったパソコンでインターネットバンキングを利用しないでください。

以 上